

水道工事標準仕様書 新旧対照表

新	旧
<b>共 通 編</b>	<b>共 通 編</b>
<b>1. 総 則</b>	<b>1. 総 則</b>
1.1 一般事項	1.1 一般事項
1.1.1 適用範囲	1.1.1 適用範囲
省 略	省 略
1.1.3 用語の定義	1.1.3 用語の定義
省 略	省 略
21. 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。	21. 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。
省 略	省 略
(2) 電子納品とは、電子成果品を納品することをいい、提出する内容などの詳細については <b>電子納品運用ガイドライン(案)及び工事完成図書等の電子納品要領に従う。</b>	(2) 電子納品とは、電子成果品を納品することをいい、提出する内容などの詳細については <u>別途監督職員と協議するものとする。</u>
省 略	省 略
1.1.4 法令等の遵守	1.1.4 法令等の遵守
1. 受注者は、当該工事に関する法令、条例、規則等(以下「関係法令等」という。)を遵守するよう、自己の責任において適正な運用を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。なお、主な関係法令等は以下に示すとおりである。	1. 受注者は、当該工事に関する法令、条例、規則等(以下「関係法令等」という。)を遵守するよう、自己の責任において適正な運用を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。なお、主な関係法令等は以下に示すとおりである。
(1) 建設業法 (令和3年5月改正 法律第48号)	(1) 建設業法 (平成25年11月改正 法律第86号)
(2) 道路法 (令和3年3月改正 法律第9号)	(2) 道路法 (平成25年11月改正 法律第76号)
(3) 河川法 (令和3年5月改正 法律第31号)	(3) 河川法 (平成25年11月改正 法律第76号)
(4) 建築基準法 (令和3年5月改正 法律第44号)	(4) 建築基準法 (平成25年6月改正 法律第44号)
(5) 電気事業法 (令和2年6月改正 法律第49号)	(5) 電気事業法 (平成25年11月改正 法律第74号)
(6) 電波法 (令和3年3月改正 法律第19号)	(6) 電波法 (平成26年4月改正 法律第26号)

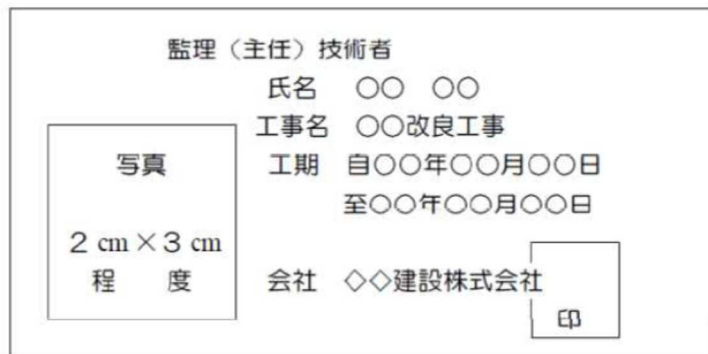
新		旧	
(7) 測量法	(令和元年6月改正 法律第37号)	(7) 測量法	(平成23年6月改正 法律第61号)
(8) 砂防法	(平成25年11月改正 法律第76号)	(8) 砂防法	(平成25年11月改正 法律第76号)
(9) 地すべり等防止法	(平成29年6月改正 法律第45号)	(9) 地すべり等防止法	(平成25年11月改正 法律第76号)
(10) 砂利採取法	(平成27年6月改正 法律第50号)	(10) 砂利採取法	(平成23年7月改正 法律第84号)
(11) 下水道法	(令和3年5月改正 法律第31号)	(11) 下水道法	(平成23年12月改正 法律第122号)
(12) 軌道法	(令和2年6月改正 法律第41号)	(12) 軌道法	(平成18年3月改正 法律第19号)
(13) 航空法	(令和3年6月改正 法律第65号)	(13) 航空法	(平成23年5月改正 法律第54号)
(14) 水道法	(令和元年1月改正 法律第37号)	(14) 水道法	(平成23年12月改正 法律第122号)
(15) 環境基本法	(令和3年5月改正 法律第36号)	(15) 環境基本法	(平成24年6月改正 法律第47号)
(16) 水質汚濁防止法	(平成29年6月改正 法律第45号)	(16) 水質汚濁防止法	(平成25年6月改正 法律第60号)
(17) 湖沼水質保全特別措置法	(平成26年6月改正 法律第72号)	(17) 湖沼水質保全特別措置法	(平成25年6月改正 法律第60号)
(18) 大気汚染防止法	(令和2年6月改正 法律第39号)	(18) 大気汚染防止法	(平成25年6月改正 法律第60号)
(19) 振動規制法	(平成26年6月改正 法律第72号)	(19) 振動規制法	(平成23年12月改正 法律第122号)
(20) 騒音規制法	(平成26年6月改正 法律第72号)	(20) 騒音規制法	(平成23年12月改正 法律第122号)
(21) 労働基準法	(令和2年3月改正 法律第14号)	(21) 労働基準法	(平成24年6月改正 法律第42号)
(22) 労働者災害補償保険法	(令和2年6月改正 法律第40号)	(22) 労働者災害補償保険法	(平成26年4月改正 法律第28号)
(23) 職業安定法	(令和元年6月改正 法律第37号)	(23) 職業安定法	(平成26年4月改正 法律第22号)
(24) 中小企業退職金共済法	(令和2年6月改正 法律第40号)	(24) 中小企業退職金共済法	(平成23年4月改正 法律第26号)
(25) 下請代金支払遅延等防止法	(平成21年6月改正 法律第51号)	(25) 下請代金支払遅延等防止法	(平成21年6月改正 法律第51号)
(26) 雇用保険法	(令和3年6月改正 法律第58号)	(26) 雇用保険法	(平成24年3月改正 法律第9号)
(27) 作業環境測定法	(令和元年6月改正 法律第37号)	(27) 作業環境測定法	(平成23年6月改正 法律第74号)
(28) じん肺法	(平成30年7月改正 法律第71号)	(28) じん肺法	(平成16年12月改正 法律第150号)
(29) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(令和2年3月改正 法律第14号)	(29) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(平成25年11月改正 法律第86号)
(30) 出入国管理及び難民認定法	(令和3年6月改正 法律第69号)	(30) 出入国管理及び難民認定法	(平成25年11月改正 法律第86号)
(31) 道路交通法	(令和2年6月改正 法律第52号)	(31) 道路交通法	(平成25年11月改正 法律第86号)
(32) 道路運送法	(令和2年6月改正 法律第36号)	(32) 道路運送法	(平成25年11月改正 法律第83号)
(33) 道路運送車両法	(令和3年5月改正 法律第37号)	(33) 道路運送車両法	(平成26年4月改正 法律第22号)
(34) 消防法	(令和3年5月改正 法律第36号)	(34) 消防法	(平成25年6月改正 法律第44号)
(35) 毒物及び劇物取締法	(平成30年6月改正 法律第66号)	(35) 毒物及び劇物取締法	(平成23年12月改正 法律第122号)
(36) 火薬類取締法	(令和元年6月改正 法律第37号)	(36) 火薬類取締法	(平成25年6月改正 法律第44号)
(37) 建設工事公衆災害防止対策要綱	(令和元年9月国土交通省告示496号)	(37) 建設工事公衆災害防止対策要綱	(平成5年1月建設事務次官通達)
(38) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(令和元年6月改正 法律第37号)	(38) 廃棄物処理及び清掃に関する法律	(平成25年11月改正 法律第86号)

新	旧
(39) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(39) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 25 年 5 月改正 法律第 25 号)
(40) 文化財保護法 (令和 3 年 3 月改正 法律第 22 号)	(40) 文化財保護法 (平成 23 年 5 月改正 法律第 37 号)
(41) 労働安全衛生法 (平成 26 年 12 月改正 法律第 82 号)	(41) 労働安全衛生法 (平成 23 年 6 月改正 法律第 74 号)
(42) 労働安全衛生規則 (令和 3 年 12 月改正 厚生労働省令第 188 号)	(42) 労働安全衛生規則 (平成 25 年 11 月改正 厚生労働省令第 125 号)
(43) 特定化学物質等障害予防規則 (令和 2 年 4 月改正 厚生労働省令第 89 号)	(43) 特定化学物質等障害予防規則 (平成 25 年 8 月改正 厚生労働省令第 96 号)
(44) 石綿障害予防規則 (令和 3 年 5 月改正 厚生労働省令第 96 号)	(44) 石綿障害予防規則 (平成 26 年 3 月改正 厚生労働省令第 50 号)
(45) 酸素欠乏症等防止規則 (平成 30 年 6 月改正 厚生労働省令第 75 号)	(45) 酸素欠乏症等防止規則 (平成 15 年 9 月改正 厚生労働省令第 175 号)
(46) 健康保険法 (令和 4 年 1 月改正 法律第 66 号)	(46) 健康保険法 (平成 25 年 5 月改正 法律第 26 号)
(47) 都市公園法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号)	(47) 都市公園法 (平成 23 年 12 月改正 法律第 122 号)
(48) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (令和 3 年 5 月改正 法律第 37 号)	(48) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 23 年 8 月改正 法律第 105 号)
(49) 土壌汚染対策法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	(49) 土壌汚染対策法 (平成 23 年 6 月改正 法律第 74 号)
(50) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和 3 年 5 月改正 法律第 37 号)	(50) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号)
(51) 千葉県水道事業給水条例 (令和 2 年 4 月改正千葉県水道局規定第 5 号)	(51) 千葉県水道事業給水条例 (平成 26 年 3 月改正千葉県条例第 25 号)
(52) 自然環境保全法 (平成 31 年 4 月改正 法律第 20 号)	(52) 自然環境保全法 (平成 26 年 5 月改正 法律第 46 号)
(53) 自然公園法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 29 号)	(53) 自然公園法 (平成 25 年 6 月改正 法律第 44 号)
(54) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号)	(54) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 15 年 7 月改正 法律第 119 号)
(55) 河川法施行法 (令和元年 12 月改正 法律第 183 号)	(55) 河川法施行法 (平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号)
(56) 技術士法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)	(56) 技術士法 (平成 23 年 6 月改正 法律第 74 号)
(57) 計量法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(57) 計量法 (平成 23 年 8 月改正 法律第 105 号)
(58) 厚生年金保険法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 40 号)	(58) 厚生年金保険法 (平成 26 年 5 月改正 法律第 42 号)
(59) 最低賃金法 (平成 24 年 4 月改正 法律第 28 号)	(59) 最低賃金法 (平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号)
(60) 所得税法 (令和 3 年 3 月改正 法律第 11 号)	(60) 所得税法 (平成 24 年 3 月改正 法律第 16 号)
(61) 著作権法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 48 号)	(61) 著作権法 (平成 26 年 5 月改正 法律第 35 号)
(62) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 42 号)	(62) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成 25 年 6 月改正 法律第 44 号)
(63) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和 2 年 3 月改正 法律第 14 号)	(63) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成 23 年 5 月改正 法律第 47 号)
(64) 農薬取締法 (令和元年 12 月改正 法律第 62 号)	(64) 農薬取締法 (平成 19 年 3 月改正 法律第 8 号)
(65) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成 29 年 5 月法律第 41 号)	(65) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成 17 年 5 月法律第 51 号)
(66) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和元年 6 月法律第 35 号)	(66) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成 17 年 3 月法律第 18 号)
(67) 警備業法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)	(67) 警備業法 (平成 23 年 6 月改正 法律第 61 号)
(68) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)	(68) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 24 年 6 月改正 法律第 42 号)
(69) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和 2 年 6 月改正 法律第 42 号)	(69) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成 25 年 6 月改正 法律第 44 号)

新	旧
<p style="text-align: center;">省 略</p>	<p style="text-align: center;">省 略</p>
<p>1.1.21 保険の付保及び事故の補償</p>	<p>1.1.21 保険の付保及び事故の補償</p>
<p style="text-align: center;">省 略</p>	<p style="text-align: center;">省 略</p>
<p>4.1件あたりの契約金額が500万円以上の建設工事を受注した建設業者は、勤労者退職金共済機構・建設業退職金共済事業本部の掛金収納書（発注官公庁等用）を貼付した「建設業退職金共済証紙（退職金ポイント）購入状況報告書」を建設工事契約締結後1ヶ月以内に提出し、掛金の収納の確認を受けなければならない。なお、報告書を期限内に提出できない受注者は、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を記入した「建設業退職金共済証紙（退職金ポイント）購入状況遅延報告書」を提出しなければならない。</p>	<p>4.1件あたりの契約金額が500万円以上の建設工事を受注した建設業者は、勤労者退職金共済機構・建設業退職金共済事業本部の掛金収納書（発注官公庁等用）を貼付した「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」を建設工事契約締結後1ヶ月以内に提出し、掛金の収納の確認を受けなければならない。なお、報告書を期限内に提出できない受注者は、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を記入した「建設業退職金共済証紙購入状況遅延報告書」を提出しなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">省 略</p>	<p style="text-align: center;">省 略</p>
<p>1.1.24 県内企業の活用等</p>	<p>1.1.24 県内企業の活用等</p>
<p>1.受注者は、下請業者を使用する場合は、県内に本店を有する者の中から選定するよう努めなければならない。</p>	<p>1.受注者は、下請業者を使用する場合は、___県内に本店を有する者の中から選定するよう努めなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">省 略</p>	<p style="text-align: center;">省 略</p>
<p>1.2 工事施工</p>	<p>1.2 工事施工</p>
<p style="text-align: center;">省 略</p>	<p style="text-align: center;">省 略</p>
<p>1.2.11 工事現場標識</p>	<p>1.2.11 工事現場標識</p>
<p>受注者は、工事現場の一般通行人の見やすい場所に工事名・工事箇所・工事期間・事業主体名・工事受注者名・電話番号及び現場責任者氏名等を記載した大型の標示板を設置するほか、道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和2年3月改正内閣府・国土交通省令第3号）道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、平成18年3月31日）道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（令和元年5月21日改正国開整道管第8号）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p>	<p>受注者は、工事現場の一般通行人の見やすい場所に工事名・工事箇所・工事期間・事業主体名・工事受注者名・電話番号及び現場責任者氏名等を記載した大型の標示板を設置するほか、道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成24年2月27日改正内閣府・国土交通省令第1号）道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">省 略</p>	<p style="text-align: center;">省 略</p>
<p>1.2.13 施工体制台帳</p>	<p>1.2.13 施工体制台帳</p>
<p style="text-align: center;">省 略</p>	<p style="text-align: center;">省 略</p>

新

3. 第1項の受注者は、監理技術者、**監理技術者補佐**、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1を標準とする。



[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

[注2] 所属会社の社印とする。

図1-1 名札の標準図

省略

1.2.23 CORINSへの登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内(フレックス工期契約制度を利用する場合はフレックス着手日から10日以内)に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

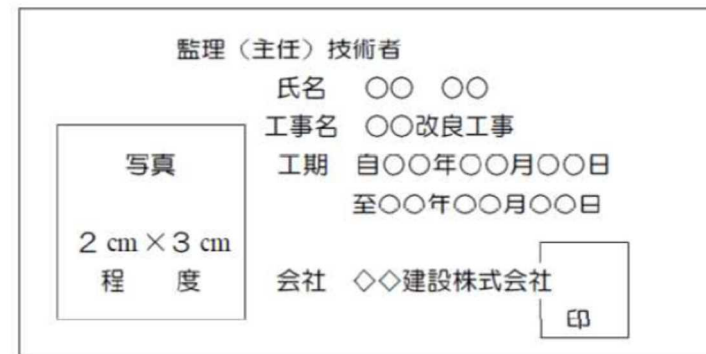
登録対象は、工事請負代金500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金額のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示

旧

3. 第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1を標準とする。



[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

[注2] 所属会社の社印とする。

図1-1 名札の標準図

省略

1.2.23 CORINSへの登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金額のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を



新	旧
<p>しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。</p>	<p>省略できる。</p>
<p>省 略</p>	<p>省 略</p>
<p>1.3 安全管理</p>	<p>1.3 安全管理</p>
<p>1.3.1 工事中の安全確保</p>	<p>1.3.1 工事中の安全確保</p>
<p>1.受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和2年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）及び J I S A 8 9 7 2（斜面・法面工用仮設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p>	<p>1.受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）及び J I S A 8 9 7 2（斜面・法面工用仮設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p>
<p>省 略</p>	<p>省 略</p>
<p>9.受注者は、クレーン、車両系建設機械等を設置及び使用する場合、労働安全衛生規則（平成25年11月改正、厚生労働省令第125号）クレーン等安全規則（令和2年12月25日改正、厚生労働省令第208号）等を遵守し、安全管理対策を講じなければならない。</p>	<p>9.受注者は、クレーン、車両系建設機械等を設置及び使用する場合、労働安全衛生規則（平成25年11月改正、厚生労働省令第125号）クレーン等安全規則（平成18年1月5日改正、厚生労働省令第1号）等を遵守し、安全管理対策を講じなければならない。</p>
<p>省 略</p>	<p>省 略</p>
<p>11.受注者は、工事に圧気を使用する場合、労働安全衛生規則、高気圧作業安全衛生規則（令和2年12月25日改正、厚生労働省令第208号）等を遵守し、安全管理対策を講じなければならない。</p>	<p>11.受注者は、工事に圧気を使用する場合、労働安全衛生規則、高気圧作業安全衛生規則（平成24年1月20日改正、厚生労働省令第6号）等を遵守し、安全管理対策を講じなければならない。</p>
<p>省 略</p>	<p>省 略</p>
<p>1.3.3 交通及び保安上の措置</p>	<p>1.3.3 交通及び保安上の措置</p>
<p>1.受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたり、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打ち合わせを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成26年5月26日改正 内閣府・国土交通省令第4号）道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知 昭和37年8月30日）道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長 国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（令和元年5月21日改正 国閉整道管第8号）に基づき安全対策を講じなければならない。</p>	<p>1.受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたり、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打ち合わせを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成26年5月26日改正 内閣府・国土交通省令第4号）道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知 昭和37年8月30日）道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長 国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（平成18年4月1日改正 国閉整道管第65号）に基づき安全対策を講じなければならない。</p>
<p>省 略</p>	<p>省 略</p>

新	旧
<p>11. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（<b>令和3年7月9日改正、政令第198号</b>）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（<b>令和3年6月18日改正 政令第172号</b>）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成24年8月改正 法律第67号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>	<p>11. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成23年12月26日改正、政令第424号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（平成24年3月22日改正 政令第54号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成24年8月改正 法律第67号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">省 略</p>	<p style="text-align: center;">省 略</p>
<p><b>1.3.4 過積載の防止</b></p>	<p><b>1.3.4 過積載の防止</b></p>
<p>1. 受注者は、大量の土砂及び大型の工所用資機材の運搬を伴う工事を施工する場合は、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（平成26年6月13日改正、法律第69号）、車両制限令（<b>令和3年7月9日改正、政令第198号</b>）及び千葉県土砂運搬適正化対策要綱（<b>令和3年10月1日改正</b>）を遵守し、関係機関と協議して、通行道路、通行期間、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他交通安全対策上の必要事項について搬送計画を立て、監督職員に提出しなければならない。なお、車両制限令第3条第1項に定める制限を超えて工所用資材及び機械を運搬する場合は、道路法第47条の2に基づく通行許可を受けなければならない。</p>	<p>1. 受注者は、大量の土砂及び大型の工所用資機材の運搬を伴う工事を施工する場合は、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（平成26年6月13日改正、法律第69号）、車両制限令（平成23年12月26日改正、政令第424号）及び千葉県土砂運搬適正化対策要綱（平成23年4月1日改正）を遵守し、関係機関と協議して、通行道路、通行期間、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他交通安全対策上の必要事項について搬送計画を立て、監督職員に提出しなければならない。なお、車両制限令第3条第1項に定める制限を超えて工所用資材及び機械を運搬する場合は、道路法第47条の2に基づく通行許可を受けなければならない。</p>
<p>2. 受注者は、土砂、資材等を運搬する場合は、ダンプカーの過積載防止を厳守するとともに、道路交通法（<b>令和2年6月改正 法律第52号</b>）に従い、次の事項を遵守しなければならない。</p>	<p>2. 受注者は、土砂、資材等を運搬する場合は、ダンプカーの過積載防止を厳守するとともに、道路交通法（平成25年11月改正 法律第86号）に従い、次の事項を遵守しなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">省 略</p>	<p style="text-align: center;">省 略</p>
<p><b>1.3.5 事故防止</b></p>	<p><b>1.3.5 事故防止</b></p>
<p style="text-align: center;">省 略</p>	<p style="text-align: center;">省 略</p>
<p>7. 受注者は、仮設備の電気工事にあたっては、電気設備に関する技術基準を定める省令（<b>令和3年3月31日、経済産業省令第28号</b>）等により、電気技術者が行わなければならない。</p>	<p>7. 受注者は、仮設備の電気工事にあたっては、電気設備に関する技術基準を定める省令（<b>昭和40年6月15日、通商産業省令第61号</b>）等により、電気技術者が行わなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">省 略</p>	<p style="text-align: center;">省 略</p>
<p><b>1.3.7 事故時等の報告</b></p>	<p><b>1.3.7 事故時等の報告</b></p>
<p>1. 受注者は、<b>事故の程度、休日及び夜間を問わず、迅速に第一報を確実に入れ、工事事故報告書を指示する期日までに、監督職員に提出しなければならない。</b></p>	<p><u>事故の発生原因、措置及び被害状況をまとめた工事事故報告書を指示する期日までに、監督職員に提出しなければならない。</u></p>
<p>2. 受注者は、監督職員から、事故報告書の作成を指示された場合は、<b>千葉県土木工事共通仕様書第1編1 - 1 - 30 事故報告書により事故報告書を作成しなければならない。</b>なお、発注者から下記S A S へ登録するよう指示があった場合、受注者は遅滞なく入力しなければならない。</p>	<p></p>

新	旧
<p data-bbox="188 229 387 252">1.3.8 環境対策</p> <p data-bbox="568 268 633 290">省略</p> <p data-bbox="188 306 1048 561">6.受注者は、工事の施工にあたり表 1.2 に示す一般工事中建設機械を使用する場合、及びトンネル坑内作業にあたり表 1.3 に示すトンネル工事中建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガス対策の規制等に関する法律（平成 29 年法律第 41 号）」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 14 年 4 月 1 日改正、国総施第 225 号）」、「第 3 次排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成 24 年 3 月 23 日付け国土交通省告示第 318 号）」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 28 年 8 月 30 日付け国総環リ第 6 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。</p> <p data-bbox="188 577 1048 753">排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p data-bbox="568 801 633 823">省略</p>	<p data-bbox="1207 229 1406 252">1.3.8 環境対策</p> <p data-bbox="1590 268 1655 290">省略</p> <p data-bbox="1207 306 2067 561">6.受注者は、工事の施工にあたり表 1.2 に示す一般工事中建設機械を使用する場合、及びトンネル坑内作業にあたり表 1.3 に示すトンネル工事中建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガス対策の規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号）」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 14 年 4 月 1 日改正、国総施第 225 号）」、「第 3 次排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成 18 年 3 月 17 日付け国土交通省告示第 348 号）」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 18 年 3 月 17 日付け国総施第 215 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。</p> <p data-bbox="1207 577 2067 753">排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p data-bbox="1590 801 1655 823">省略</p>



新	旧
<b>3.工 事</b>	<b>3.工 事</b>
<p><b>3.2 土工</b></p> <p><b>3.2.1 掘削工及び切土</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><b>3.2.2 埋戻し及び盛土</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>3.受注者は、構造物に隣接した箇所、または狭い箇所において埋戻しを行う場合は、小型締め固め機械を使用し均一になるように十分な締め固めを行い、かつ構造物に損傷等の悪影響を与えないようにしなければならない。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><b>3.4 コンクリート工</b></p> <p><b>3.4.1 一般事項</b></p> <p>1.受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書(施工編)」(土木学会、<b>2017年制定</b>)のコンクリートの品質の規定によらなければならない。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><b>3.4.2 適用すべき諸基準</b></p> <p>1.受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (2017年制定)</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) (2017年制定)</p> <p>土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 (2017年版)</p> <p>国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年7月31日)</p> <p>国土交通省 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について (平成14年7月31日)</p> <p>土木学会 鉄筋定着・継手指針 (2020年版)</p> <p>(公社)日本鉄筋継手圧接協会 鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事 (2019年3月)</p> <p style="text-align: center;">省 略</p>	<p><b>3.2 土工</b></p> <p><b>3.2.1 掘削工及び切土</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><b>3.2.2 埋戻し及び盛土</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>3.受注者は、構造物に隣接した箇所、または狭い箇所において埋戻しを行う場合は、小型締め固め機械を使用し均一になるように十分な締め固めを行い、かつ構造物に損傷等の悪影響を与えないようにしなければならない。<u>特に伸縮管の周りを埋戻すときは、監督職員の立会いのもとに施工しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><b>3.4 コンクリート工</b></p> <p><b>3.4.1 一般事項</b></p> <p>1.受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書(施工編)」(土木学会、<u>平成25年3月</u>)のコンクリートの品質の規定によらなければならない。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><b>3.4.2 適用すべき諸基準</b></p> <p>1.受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (平成25年3月)</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) (平成25年3月)</p> <p>土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 (平成24年6月)</p> <p>国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年7月31日)</p> <p>国土交通省 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について (平成14年7月31日)</p> <p>土木学会 鉄筋定着・継手指針 (平成20年8月)</p> <p>(公社)日本鉄筋継手圧接協会 鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事 (平成19年8月)</p> <p style="text-align: center;">省 略</p>

新	旧
<p><b>3.4.3 工場の選定</b></p> <p>(1)受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（平成30年5月30日法律33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）を選定し、その製品はJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合、本条(3)、(4)項の規定によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><b>3.4.7 コンクリートの打込み</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>4.受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4を超え25以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、<b>3.4.14</b> 暑中コンクリート、<b>3.4.13</b> 寒中コンクリートの規定によらなければならない。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>15.受注者は、コンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針（案）5章圧送」（土木学会、<b>2012年版</b>）の規定によらなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、受注者は、コンクリートプレーサ、ベルトコンベア、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><b>3.6 鉄筋工</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><b>3.6.3 加工</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>3.受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準（設計編）第13章鉄筋に関する構造細目」（土木学会、<b>2017年制定</b>）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p>	<p><b>3.4.3 工場の選定</b></p> <p>(1)受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認証製品を製造している工場（改正工業標準化法（平成16年6月9日法律95号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）を選定し、その製品はJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合、本条(3)、(4)項の規定によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><b>3.4.7 コンクリートの打込み</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>4.受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4を超え25以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、<b>3.4.13</b> 暑中コンクリート、<b>3.4.12</b> 寒中コンクリートの規定によらなければならない。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>15.受注者は、コンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針（案）5章圧送」（土木学会、平成24年6月）の規定によらなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、受注者は、コンクリートプレーサ、ベルトコンベア、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><b>3.6 鉄筋工</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><b>3.6.3 加工</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>3.受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）第13章鉄筋に関する構造細目」（土木学会、平成25年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>管 路 工 事 編</b></p> <p>4. 管路工事</p> <p>4.1 施工一般</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>4.1.9 埋戻工</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>2. 埋戻しに際しては、所定の土砂を用いて片埋めにならないよう注意するとともに、原則として管天端までは一層の仕上がり厚 15 cm毎に人力により突き固め、その後は<b>当該道路管理者の占有工事指示書等に従わなければならない。</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>4.1.13 配管技能者及び不断水せん孔技能者</p> <p>1. 口径 300mm以下の配管作業（継手接合を含む）に従事する技能者は、当局のNS講習修了者として「配管及び不断水せん孔技能者」の名簿に登録された者及び(公社)日本水道協会が行う配水管工技能講習会（<b>小口径管</b>）の受講を修了して(公社)日本水道協会に耐震継手配水管技能者として登録されている者、またはそれと同等以上の経験と技術を有した者で、当局の承認を得た者でなければならない。</p> <p>2. 口径 350mm以上の配管作業に従事する技能者は、(公社)日本水道協会が行う配水管工技能講習会（<b>小口径</b>）及び<b>配水管工技能講習会（大口径管）</b>の受講を修了して(公社)日本水道協会に大口径管技能者として登録されている者、またはそれと同等以上の経験と技術を有した者で、当局の承認を得た者でなければならない。</p> <p>3. 不断水せん孔に従事する技能者は、当局の「配管及び不断水せん孔技能者」の名簿に登録された者、またはそれと同等以上の経験と技術を有した者で、当局の承認を得た者でなければならない。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>4.1.14 管の据付け</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>6. 管が既設埋設物と交差する場合は、30cm以上の離隔をとらなければならない。<b>やむを得ずこの隔離が取れない場合は、受発注者間で協議し、耐磨板を設置すること。なお、耐磨板の施工は、「耐磨板施工(サンドエロージョン対策)設置施工基準」によるものとする。</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p>	<p style="text-align: center;"><b>管 路 工 事 編</b></p> <p>4. 管路工事</p> <p>4.1 施工一般</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>4.1.9 埋戻工</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>2. 埋戻しに際しては、所定の土砂を用いて片埋めにならないよう注意するとともに、原則として管天端までは一層の仕上がり厚 15 cm毎に人力により突き固め、その後は<b>仕上がり厚 20 cm毎に機械により締め固めるものとする。</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>4.1.13 配管技能者及び不断水せん孔技能者</p> <p>1. 口径 300mm以下の配管作業（継手接合を含む）に従事する技能者は、当局のNS講習修了者として「配管及び不断水せん孔技能者」の名簿に登録された者及び(公社)日本水道協会が行う配水管工技能講習会__の受講を修了して(公社)日本水道協会に耐震継手配水管技能者として登録されている者、またはそれと同等以上の経験と技術を有した者で、当局の承認を得た者でなければならない。</p> <p>2. 口径 350mm以上の配管作業に従事する技能者は、(公社)日本水道協会が行う配水管技能講習会__及び<b>大口径管講習会</b>の受講を修了して(公社)日本水道協会に大口径管技能者として登録されている者、またはそれと同等以上の経験と技術を有した者で、当局の承認を得た者でなければならない。</p> <p>3. 不断水せん孔に従事する技能者は、当局の「配管及び不断水せん孔技能者」の名簿に登録された者、またはそれと同等以上の経験と技術を有した者で、当局の承認を得た者でなければならない。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>4.1.14 管の据付け</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>6. 管が既設埋設物と交差する場合は、30cm以上の離隔をとらなければならない。やむを得ずこの隔離が取れない場合は、<u>監督職員の指示</u>によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p>

新	旧
<p>4.1.2.5 異形管防護工</p> <p>省略</p> <p>3. 口径 350 mm以下の異形管（分岐管、曲管、片落管、仕切弁及び栓（帽）等）は、設計図書に定める通り、原則としてG-Link、特殊押輪、離脱防止金具またはライナにより対応するものとし、コンクリート防護は行わないものとする。なお、栓（帽）については、設計図書に定める栓防護工を施工するものとする。</p>	<p>4.1.2.5 異形管防護工</p> <p>省略</p> <p>3. 口径 350 mm以下の異形管（分岐管、曲管、片落管、仕切弁及び栓（帽）等）は、設計図書に定める通り、原則として特殊押輪、離脱防止金具またはライナにより対応するものとし、コンクリート防護は行わないものとする。なお、栓（帽）については、設計図書に定める栓防護工を施工するものとする。</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>
<p>4.2 推進工事</p>	<p>4.2 推進工事</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>
<p>4.2.3 安全管理</p>	<p>4.2.3 安全管理</p>
<p>1. 受注者は、工事施工中の安全管理については、この条によるほか、4.3.2（安全管理）の規定に準じるものとし、その際、文中シールドとあるのは推進と読み替えるものとする。</p>	<p>1. 受注者は、工事施工中の安全管理については、この条によるほか、4.3.2（安全管理）に準じるものとし、その際、文中シールドとあるのは推進と読み替えるものとする。</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>
<p>4.2.4 測量・調査</p>	<p>4.2.4 測量・調査</p>
<p>1. 測量・調査は、この条によるほか、4.3.3（測量・調査）の規定に準じるものとし、その際、文中シールドとあるのは推進と読み替えるものとする。</p>	<p>1. 測量・調査は、この条によるほか、4.3.3（測量・調査）に準じるものとし、その際、文中シールドとあるのは推進と読み替えるものとする。</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>
<p>4.2.10 さや管推進工</p>	<p>4.2.10 さや管推進工</p>
<p>1. さや管</p>	<p>1. さや管</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>
<p>（6）ダクタイル鋳鉄管の接合は、5.3（接合工事）の規定に準じること</p>	<p>（6）ダクタイル鋳鉄管の接合は、5.3（接合工事）に規定に準じること。</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>
<p>4.3 シールド工事</p>	<p>4.3 シールド工事</p>
<p>4.3.1 一般事項</p>	<p>4.3.1 一般事項</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>
<p>3. 受注者は、この仕様書に定めのない事項の諸基準については、下記の指針・示方書等に準じて施工しなければならない。</p>	<p>3. 受注者は、この仕様書に定めのない事項の諸基準については、下記の指針・示方書等に準じて施工しなければならない。</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>
<p>（2）トンネル標準示方書「シールド工法編」・同解説（土木学会）</p>	<p>（2）トンネル標準示方書「シールド編」・同解説（土木学会）</p>

新	旧
<p>4.3.4 シールド掘進機</p> <p>省略</p> <p>3.受注者は、シールド機的设计製作にあたっては、「土木学会トンネル標準示方書(シールド工法編)・同解説」に準拠しなければならない。</p> <p>省略</p> <p>4.3.10 坑内配管</p> <p>1.管の取り扱いについては、4.1.12(管弁類の取扱い)の規定により慎重に取り扱わなければならない。</p> <p>省略</p> <p>5. 鑄鉄管製作並びに接合工事</p> <p>5.2 工場製作</p> <p>5.2.1 品質規格等</p> <p>1.直管の製造方法、品質、形状及び寸法と重量、その許容誤差、試験検査表示、塗装、モルタルライニング、及びエポキシ樹脂粉体塗装については、JWWA規格、JDPA規格等のダクタイル鑄鉄管(K形、T形、U形、KF形、UF形、NS形、S形、S形、US形、フランジ形、GX形、S50形)に準じるものとする。また、モルタルライニングの上には、シールコートを塗布しなければならない。</p>	<p>4.3.4 シールド掘進機</p> <p>省略</p> <p>3.受注者は、シールド機的设计製作にあたっては、「土木学会トンネル標準示方書(シールド編)・同解説」に準拠しなければならない。</p> <p>省略</p> <p>4.3.10 坑内配管</p> <p>1.管の取り扱いについては、4.1.12(管弁類の取扱い)により慎重に取り扱わなければならない。</p> <p>省略</p> <p>5. 鑄鉄管製作並びに接合工事</p> <p>5.2 工場製作</p> <p>5.2.1 品質規格等</p> <p>1.直管の製造方法、品質、形状及び寸法と重量、その許容誤差、試験検査表示、塗装、モルタルライニング、及びエポキシ樹脂粉体塗装については、JWWA規格、JDPA規格等のダクタイル鑄鉄管(K形、T形、U形、KF形、UF形、NS形、S形、S形、US形、フランジ形)に準じるものとする。また、モルタルライニングの上には、シールコートを塗布しなければならない。</p>



新	旧
<p style="text-align: center;"><b>11. 道路復旧工事</b></p> <p>11.1 施工一般 省略</p> <p>11.3 下層路盤工(下層路盤材) 省略</p> <p>11.3.1 下層路盤材の品質 省略</p> <p>4. 下層路盤材の確認 (1) <b>受注者は下層路盤材について品質証明書を監督職員に提出しなければならない。</b>ただし、受注者は、これまでに使用実績がある材料を下層路盤に用いる場合には、その試験成績書を提出し、監督職員が承諾したときに限り、これを省略することができる。 省略</p> <p>11.6.2 粒度調整路盤材 省略</p> <p>3. 粒度調整路盤材の確認 (1) <b>受注者は、粒度調整路盤材について品質証明書を監督職員に提出しなければならない。</b> 省略</p> <p>11.8. 上層路盤工(加熱アスファルト安定処理) 省略</p> <p>11.8.1 下層路盤面の整備 省略</p> <p>11.8.2 アスファルト舗装の材料 省略</p> <p>4. 受注者は、以下の材料の<b>品質証明書</b>を、工事に使用する前に監督職員に提出しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、その試験成績表を監督職員が承諾した場合には、受注者は、試験結果の提出を省略する事ができるものとする。 省略</p>	<p style="text-align: center;"><b>11. 道路復旧工事</b></p> <p>11.1 施工一般 省略</p> <p>11.3 下層路盤工(下層路盤材) 省略</p> <p>11.3.1 下層路盤材の品質 省略</p> <p>4. 下層路盤材の確認 (1) 受注者は、<u>下層路盤材の試料及び試験結果について、工事に使用する前に監督職員に提出しなければならない。</u>ただし、受注者は、これまでに使用実績がある材料を下層路盤に用いる場合には、その試験成績書を提出し、監督職員が承諾したときに限り、これを省略することができる。 省略</p> <p>11.6.2 粒度調整路盤材 省略</p> <p>3. 粒度調整路盤材の確認 (1) <u>受注者は、粒度調整路盤材の試料及び試験結果について、工事に使用する前に監督職員に提出しなければならない。</u> 省略</p> <p>11.8. 上層路盤工(加熱アスファルト安定処理) 省略</p> <p>11.8.1 下層路盤面の整備 省略</p> <p>11.8.2 アスファルト舗装の材料 省略</p> <p>4. 受注者は、以下の材料の<b>試験結果</b>を、<u>工事に使用する前に監督職員に提出しなければならない。</u>ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、その試験成績表を監督職員が承諾した場合には、受注者は、試験結果の提出を省略する事ができるものとする。 省略</p>

新	旧
<p>5. 受注者は、使用する以下の材料の品質証明書を工事に使用する前に監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>5. 受注者は、使用する以下の材料の試験成績書を工事に使用する前に監督職員に提出しなければならない。</p>
<p style="text-align: right;">省 略</p>	<p style="text-align: right;">省 略</p>
<p>11.10 アスファルト舗装の材料</p>	<p>11.10 アスファルト舗装の材料</p>
<p style="text-align: right;">省 略</p>	<p style="text-align: right;">省 略</p>
<p>11.11.5 骨材の確認</p>	<p>11.11.5 骨材の確認</p>
<p>1. 受注者は、骨材について品質証明書を監督職員に提出しなければならない。ただし、受注者は、これまでに使用実績がある材料を骨材に用いる場合は、その試験成績書を提出し、監督職員が承諾したときに限り、これを省略することができる。</p>	<p>1. 受注者は、工事使用する前に骨材試験を実施し、その試験結果及び試料を監督職員に提出しなければならない。ただし、受注者は、これまでに使用実績がある材料を骨材に用いる場合は、その試験成績書を提出し、監督職員が承諾したときに限り、これを省略することができる。</p>
<p style="text-align: right;">省 略</p>	<p style="text-align: right;">省 略</p>
<p>11.16 各種の舗装</p>	<p>11.16 各種の舗装</p>
<p>11.16.1 歩行者系舗装</p>	<p>11.16.1 歩行者系舗装</p>
<p style="text-align: right;">省 略</p>	<p style="text-align: right;">省 略</p>
<p>7. 表層及び混合物の承諾</p>	<p>7. 表層及び混合物の承諾</p>
<p>(1) 受注者は、工事に使用する前に表層に用いる材料の品質証明書を監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>(1) 受注者は、工事に使用する前に表層に用いる材料の品質証明書または試験成績書について監督職員に提出しなければならない。</p>
<p style="text-align: right;">省 略</p>	<p style="text-align: right;">省 略</p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>12. 建築工事</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>12.1 施工一般</p> <p>12.1.2 一般事項</p> <p>1. 受注者は、部材の製作、資材の選定及び据付にあたっては、関係法令に従うほか、日本産業規格（JIS）等に準じるものとする。</p> <p>2. 受注者は、付帯設備機器の製作、材料の選定及び据付にあたっては、関係法令に従うほか、日本産業規格（JIS）（社）日本電気工業会標準規格（JIM）及び電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）等に準じるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>12. 建築工事</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>12.1 施工一般</p> <p>12.1.2 一般事項</p> <p>1. 受注者は、部材の製作、資材の選定及び据付にあたっては、関係法令に従うほか、日本工業規格（JIS）等に準じるものとする。</p> <p>2. 受注者は、付帯設備機器の製作、材料の選定及び据付にあたっては、関係法令に従うほか、日本工業規格（JIS）（社）日本電気工業会標準規格（JIM）及び電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）等に準じるものとする。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">電気・通信・機械工事等</p> <p style="text-align: center;"><b>3．共通事項</b></p> <p><b>13.1 施工一般</b></p> <p><b>13.1.1 適用範囲</b></p> <p>1. この章は、浄・給水場等における電気・通信・機械工事等に適用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><b>13.1.16 耐震設計基準</b></p> <p>1. 変電所等における電気設備の耐震設計指針（（一社）日本電気協会）</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><b>13.1.18 施工</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>4. JISに制定されているものは、これに適合し、かつ電気用品安全法（令和2年6月12日法律第49号）の適用を受けるものは型式承認済のものを使用するものとする。また、電力供給会社が型式を制定しているものはこれによるものとする。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><b>13.1.19 安全対策</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>（1）柵・塀等の周囲及び出入りに設ける表示には、JIS規格に適合した安全標識を設置すると共に子供等に対して注意を促すため、「あぶないから、はいつてはいけない。」旨明記した平仮名または絵による表示を設けること。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><b>14. 電気設備工事</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><b>14.2 機器</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><b>3. コントロールセンタ</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p>	<p style="text-align: center;">電気・機械・計装設備工事</p> <p style="text-align: center;"><b>3．共通事項</b></p> <p><b>13.1 施工一般</b></p> <p><b>13.1.1 適用範囲</b></p> <p>1. この章は、浄・給水場等における電気・機械・計装設備工事に適用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><b>13.1.16 耐震設計基準</b></p> <p>1. 変電所等における電気設備の耐震指針（（一社）日本電気協会）</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><b>13.1.18 施工</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>4. JISに制定されているものは、これに適合し、かつ電気用品安全法（平成26年6月18日法律第72号）の適用を受けるものは型式承認済のものを使用するものとする。また、電力供給会社が型式を制定しているものはこれによるものとする。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><b>13.1.19 安全対策</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>（1）柵・塀等の周囲及び出入りに設ける表示には、子供等に対して注意を促すため、「あぶないから、はいつてはいけない。」旨明記した平仮名または絵による表示を設けること。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><b>14. 電気設備工事</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><b>14.2 機器</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><b>3. コントロールセンタ</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p>

新	旧
<p>(3) 構造            金属外箱は鋼板を使用し、主要構造材料は収納機器の重量、作動による衝撃などに十分耐えうる強度を有すること。なお、鋼板の厚さは扉及び側面板 2.3mm以上、その他は 1.6mm以上とすること。</p>	<p>(3) 構造            金属外箱は鋼板を使用し、主要構造材料は収納機器の重量、作動による衝撃などに十分耐えうる強度を有すること。なお、鋼板の厚さは 2.3mm以上、その他は 1.6mm以上とすること。</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>
<p>盤内配線は、14.2.2(電気盤) 1(3) に準じること。</p>	<p>盤内配線は、14.2.2(電気盤) 1(3_) に準じること。</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>
<p>4. 現場操作盤</p>	<p>4. 現場操作盤</p>
<p>(1) 操作盤は、壁掛け形、スタンド形または自立形とすること。</p>	<p>(1) 操作盤は、壁掛け形、スタンド形または自立形とすること。</p>
<p>(2) 構造</p>	<p>(2) 構造</p>
<p>折曲げまたは溶接による密閉構造とし、鋼板の厚さは、扉及び側面板及び 2.3mm以上、その他の部分は 1.6mm以上とすること。</p>	<p>折曲げまたは溶接による密閉構造とし、鋼板の厚さは、扉・側面板及び 2.3mm以上、その他の部分は 1.6mm以上とすること。</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>
<p>14.2.3 変圧器</p>	<p>14.2.3 変圧器</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>
<p>2. 油入変圧器(高圧用以下)</p>	<p>2. 油入変圧器(高圧用以下)</p>
<p>(1) 準拠規格 J E C 2200、J I S C 4304、J E M 1500</p>	<p>(1) 準拠規格 J E C 2200、J I S C 4304、J E M1500</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>
<p>14.2.4 高圧機器</p>	<p>14.2.4 高圧機器</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>
<p>標準動作責務 A号0 - (1分) - CO - (3分) - CO</p>	<p>標準動作責務 A号_ - (1分) - CO - (3分) - CO</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>
<p>3. 進相用コンデンサ</p>	<p>3. 進相用コンデンサ</p>
<p>(1) 準拠規格 J I S C 4902-1</p>	<p>(1) 準拠規格 J I S C 4902</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>
<p>4. 直列リアクトル</p>	<p>4. リアクトル</p>
<p>(1) 準拠規格 J I S C 4902-2</p>	<p>(1) 準拠規格 J I S C 4902</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>
<p>9. 電流変成器(CT)</p>	<p>9. 電流変成器(CT)</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>
<p>(3) 零相変流器(ZCT)</p>	<p>(3) 零相変流器(ZCT)</p>
<p>準拠規格 J E C 1201、J I S C 4601</p>	<p>準拠規格 J E C 1201 または J I S C 4601</p>



新	旧
省 略	省 略
10. 電圧変成器	10. 電圧変成器
(1) 計器用変圧器 (VT)	(1) 計器用変圧器 (VT)
準拠規格                    J E C 1201 、 J I S C 1731-2	準拠規格                    J E C 1201 <u>または</u> J I S C 1731-2
省 略	省 略
(2) 接地形計器用変圧器 (EVT)	(2) 接地形計器用変圧器 (EVT)
準拠規格                    J E C 1201 、 J I S C 1731-2	準拠規格                    J E C 1201 <u>または</u> J I S C 1731-2
省 略	省 略
(3) コンデンサ形計器用変圧器 (CVT)	(3) コンデンサ形計器用変圧器 (CVT)
省 略	省 略
定格電圧                    1次6.6kVまたは3.3kV	定格電圧                    1次6.6kVまたは3.3kV
省 略	省 略
14.2.5 非常用自家発電設備	14.2.5 非常用自家発電設備
省 略	省 略
2. 発電機	2. 発電機
(1) 準拠規格                    J I S C 4034-1、-5、-6、J E M 1354、または J E C 2100、2130	(1) 準拠規格                    J I S C 4034-1、-5、-6、J E M 1354、または J E C 2100、2130 <u>(ガスタービンにあってはJ E C 2131を含む)</u>
省 略	省 略
14.2.7 無停電電源装置	14.2.7 無停電電源装置
省 略	省 略
インバータ部が故障した場合は、自動停止するとともに、負荷を商用電源に自動的に切替え、事故復旧後は簡単な操作により再び運転可能な状態に戻る装置とすること。	インバータ部が故障した場合は、自動停止するとともに、負荷を商用電源に自動的に切替え、事故復旧後は簡単な操作により再び運転可能な状態に戻る装置とすること。
省 略	省 略
14.2.9 速度制御設備	14.2.9 速度制御設備
省 略	省 略
2. 一般事項	2. 一般事項
省 略	省 略
(3) 静止セルピウス設備と2次抵抗設備は、片方が故障しても他の一方の運転に支障を及ぼさない設備とすること。	(3) 静止セルピウス設備と2次抵抗設備は、片方が故障しても他の一方の運転に支障を及ぼさないよう設備すること。
省 略	省 略

新	旧
<p><b>14.2.10 運転操作設備</b></p> <p>1. 運転操作の方法は、原則として次のとおりとする。なお、ここで「地区中央」とは、遠隔監視制御を行う現場側の中央監視操作場所、または各設備のブロック監視制御場所等の地区集合監視操作場所をいい、「中央」とは地区中央監視操作場所の上位監視場所をいうものとする。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>(3) 中央操作(中央監視操作盤)は、原則として地区中央操作と同一とする。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>2. 操作方式</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>(5) 操作方法等の切替え条件</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>操作方法を自動、連動に切替える場合は、原則として全ての条件を満足しなければ、切り替わらないようにするものとする。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><b>14.3 材 料</b></p> <p><b>14.3.1 使用材料</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>5. 接地材料</p> <p>(1) A種接地工事、B種接地工事及びC種接地工事の接地極は、<b>原則</b> J I S H 3100「銅及び銅合金の板及び条」に適合する1.5mm×900mm×900mmの銅板とすること。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><b>14.4 据 付</b></p> <p><b>14.4.1 電気盤の据付</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>2. 機器据付</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>(4) その他</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>屋外受変電設備のフェンスの出入口には、<b>JIS規格に適合した</b>立入禁止等の注意標識を取付け、施錠装置を設けること。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p>	<p><b>14.2.10 運転操作設備</b></p> <p>1. 運転操作の方法は、原則として次のとおりとする。なお、ここで「地区中央」とは、遠隔監視制御を行う現場側の中央監視操作場所、または各設備のブロック監視制御場所等の地区集合監視操作場所をいい、「中央」とは地区中央監視操作場所の上位監視場所をいうものとする。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>(3) 中央操作(中央監視操作盤)は、原則として地区中央操作と同一とする。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>2. 操作方式</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>(5) 操作方法等の切替え条件</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>操作方法を自動、連動に切替える場合は、原則として全ての条件を満足しなければ、切り替わらないようにするものとする。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><b>14.3 材 料</b></p> <p><b>14.3.1 使用材料</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>5. 接地材料</p> <p>(1) A種接地工事、B種接地工事及びC種接地工事の接地極は、J I S H 3100「銅及び銅合金の板及び条」に適合する1.5mm×900mm×900mmの銅板とすること。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><b>14.4 据 付</b></p> <p><b>14.4.1 電気盤の据付</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>2. 機器据付</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>(4) その他</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>屋外受変電設備のフェンスの出入口には、立入禁止等の注意標識を取付け、施錠装置を設けること。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p>

新	旧
<p>14.5 工事</p> <p>14.5.1 ケーブル工事</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>3. 配線方法</p> <p>(1) ケーブルラックによる方法</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>原則として、特別高圧、高圧及び低圧ケーブル、弱電流電線、並びに水道管、ガス管を同一ラック上に配線しないこと。ただし、やむを得ず同一のラック上に配線する場合は、「電気設備に関する技術基準を定める省令(令和3年9月経済産業省令第28号)」（以下電気設備技術基準と呼ぶ）( 離隔距離、施設方法 ) を遵守すること。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>4. 端末処理方法</p> <p>(1) 高圧ケーブル及び公称断面積14 mm<sup>2</sup>以上の低圧ケーブルの端末処理は、原則としてJ C A A規格またはこれと同等以上の品質を用いて行うこと。また、14 mm<sup>2</sup>未満の低圧ケーブルはテーピングにより端末処理を行うこと。なお、機器類側の接続端子等の条件から、J C A A規格の端末処理材を使用することが困難な低圧ケーブルは、監督職員の承諾を得て、他の方法により行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>14.5.2 電線管工事</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>4. 防火区画等の施工方法</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>(2) 防火区画の施工方法</p> <p>金属管、ケーブルラック及びダクトが防火区画の防火壁を貫通する場合は、建築基準法など関係法令に基づき施工すること。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>14.5.4 地中配線</p> <p>1. 他の埋設物との取合い処理</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>(2) 他の埋設物との離隔などの施設制限については、「電気設備技術基準」によること。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p>	<p>14.5 工事</p> <p>14.5.1 ケーブル工事</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>3. 配線方法</p> <p>(1) ケーブルラックによる方法</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>原則として、特別高圧、高圧及び低圧ケーブル、弱電流電線、並びに水道管、ガス管を同一ラック上に配線しないこと。ただし、やむを得ず同一のラック上に配線する場合は、「電気設備に関する技術基準を定める省令(平成24年9月経済産業省令第68号)」（離隔距離、施設方法）を遵守すること。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>4. 端末処理方法</p> <p>(1) 高圧ケーブル及び公称断面積14 mm<sup>2</sup>以上の低圧ケーブルの端末処理は、原則としてJ C A A規格またはこれと同等以上の品質を用いて行うこと。また、14 mm<sup>2</sup>未満の低圧ケーブルはテーピングにより端末処理を行うこと。なお、機器類側の接続端子等の条件から、J C A A規格の端末処理材を使用することが困難な低圧ケーブルは、監督職員の承諾を得て、他の方法により行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>14.5.2 電線管工事</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>4. 防火区画等の施工方法</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>(2) 防火区画の施工方法</p> <p>金属管、ケーブルラック及びダクトが防火区画の防火壁を貫通する場合は、建築基準法令に基づき施工すること。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>14.5.4 地中配線</p> <p>1. 他の埋設物との取合い処理</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>(2) 他の埋設物との離隔などの施設制限については、「電気設備に関する技術基準を定める省令」によること。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p>

新	旧
<p>14.6 接地</p> <p>14.6.1 接地一般</p> <p>1. A種接地工事を施す電気工作物</p> <p style="text-align: right;">省略</p> <p>(2) 特別高圧計器用変成器の2次側電路</p> <p style="text-align: right;">省略</p> <p>3. C種接地工事を施す電気工作物</p> <p style="text-align: right;">省略</p> <p>(3) 使用電圧が300Vを超える低圧ケーブル配線による電線路のケーブルを収める防護装置の金属管、金属製外箱、ケーブルの防護装置の金属製部分、金属被覆等</p> <p style="text-align: right;">省略</p> <p>(5) 金属管配線、金属製可撓電線配線、金属ダクト配線、金属バスダクト配線による使用電圧が300Vを超える低圧屋内配線の管、ダクト</p> <p style="text-align: right;">省略</p> <p>(7) ガス蒸気危険場所及び粉塵等の危険箇所の電気機械器具等。</p> <p style="text-align: right;">省略</p> <p>4. D種接地工事を施す電気工作物</p> <p style="text-align: right;">省略</p> <p>(6) 使用電圧300V以下の低圧の金属管配線、金属製可とう電線管配線、金属ダクト配線、金属フロアダクト配線、バスダクト配線に使用する管、ダクト及びその付属品等</p> <p>(7) 使用電圧300V以下のケーブル配線に使用するケーブルの保護装置の金属製部分、ケーブルラック及びケーブルの金属被覆等、ただし、次のものは省略できるものとする。</p> <p style="text-align: right;">省略</p> <p>使用電圧が直流300Vまたは交流対地電圧150V以下で、人が容易に触れるおそれのない場所または乾燥した場所に施設する長さ8m以下の金属管、ケーブルの保護装置の金属製部分及びケーブルの金属被覆、機械器具の鉄台及び金属製外箱等（屋内のみ省略可能）</p> <p>長さ4m以下の金属製可とう電線管</p> <p style="text-align: right;">省略</p> <p>7. 接地工事の施工方法（特記仕様書に定めのない場合）</p> <p>(1) A種及びB種設置工事の施工</p> <p style="text-align: right;">省略</p> <p>接地線は、地下0.75mから地上2.5mまでの部分を硬質ビニル管またはこれと同等以上の絶縁</p>	<p>14.6 接地</p> <p>14.6.1 接地一般</p> <p>1. A種接地工事を施す電気工作物</p> <p style="text-align: right;">省略</p> <p>(2) 特別高圧計器変成器の2次側電路</p> <p style="text-align: right;">省略</p> <p>3. C種接地工事を施す電気工作物</p> <p style="text-align: right;">省略</p> <p>(3) 使用電圧が300Vを超える低圧ケーブル配線による電線路のケーブルを収める防護装置の金属管、金属製外箱、ケーブルの防護装置に金属製部分、金属被覆等</p> <p style="text-align: right;">省略</p> <p>(5) 金属管配線、可撓電線配線、金属ダクト配線、バスダクト配線による使用電圧が300Vを超える低圧屋内配線の管、ダクト</p> <p style="text-align: right;">省略</p> <p>(7) ガス蒸気危険場所及び粉塵等の危険箇所の電気機械器具。</p> <p style="text-align: right;">省略</p> <p>4. D種接地工事を施す電気工作物</p> <p style="text-align: right;">省略</p> <p>(6) 使用電圧300V以下の低圧の金属管配線、可とう電線管配線、金属ダクト配線、フロアダクト配線、バスダクト配線に使用する管、ダクト及びその付属品</p> <p>(7) 使用電力300V以下のケーブル配線に使用するケーブルの保護装置の金属製部分、ケーブルラック及びケーブルの金属被覆等、ただし、次のものは省略できるものとする。</p> <p style="text-align: right;">省略</p> <p>使用電圧が直流300Vまたは交流対地電圧150V以下で、人が容易に触れるおそれのない場所または乾燥した場所に施設する長さ8m以下の金属管、ケーブルの保護装置の金属製部分及びケーブルの金属被覆、機械器具の鉄台及び金属製外箱等</p> <p>長さ4m以下の可とう電線管</p> <p style="text-align: right;">省略</p> <p>7. 接地工事の施工方法（特記仕様書に定めのない場合）</p> <p>(1) A種及びB種設置工事の施工</p> <p style="text-align: right;">省略</p> <p>接地線は、地下0.75mから地上2.0mまでの部分を硬質ビニル管またはこれと同等以上の絶縁</p>

新	旧
<p>効力及び<b>機械的</b>強さのあるもので覆うとともに、施工後の地盤沈下による断線を防止すること。</p> <p>省略</p> <p>8. 共同接地、その他（特記仕様書に定めのない場合）</p> <p>省略</p> <p>（3）高圧及び制御ケーブルの金属遮へい体は、<b>原則</b>配電盤側または機器側の1箇所<del>で</del>接地すること。</p> <p>（4）計器用変成器の2次回路は、原則として配線盤側<b>接地と</b>すること。</p> <p>省略</p> <p>10. 接地極設置位置等の表示</p> <p>接地極は、その設置箇所ごとに、次のとおり設置位置表示を取付けるものとする。ただし、D種<b>接地</b>工事については、監督職員の指示するものとする。</p> <p>接地極埋設標及び接地極埋設標柱は、<b>14.3.1</b>（使用材料）5（3）に準じること。</p>	<p>効力及び強さのあるもので覆うとともに、施工後の地盤沈下による断線を防止すること。</p> <p>省略</p> <p>8. 共同接地、その他（特記仕様書に定めのない場合）</p> <p>省略</p> <p>（3）高圧及び制御ケーブルの金属遮へい体は、配電盤側または機器側の1箇所<del>で</del>接地すること。</p> <p>（4）計器用変成器の2次回路は、原則として配線盤側<b>に設置</b>すること。</p> <p>省略</p> <p>10. 接地極設置位置等の表示</p> <p>接地極は、その設置箇所ごとに、次のとおり設置位置表示を取付けるものとする。ただし、D種<b>設置</b>工事については、監督職員の指示するものとする。</p> <p>接地極埋設標及び接地極埋設標柱は、<u>16.3.1</u>（使用材料）5（3）に準じること。</p>



新	旧
<b>15. 機械設備工事</b>	<b>15. 機械設備工事</b>
<b>15.2 機器</b>	<b>15.2 機器</b>
<b>15.2.1 ポンプ設備</b>	<b>15.2.1 ポンプ設備</b>
1. 共通事項	1. 共通事項
省 略	省 略
(13) 付帯機器類	(13) 付帯機器類
連成計及び圧力計	連成計及び圧力計
形式：ブルドン管式	形式：ブルドン管式
精度：1.6級以上	精度：1.5級以上
1 式	1 式
省 略	省 略
3. 送・配水ポンプ	3. 送・配水ポンプ
省 略	省 略
(13) 付帯機器類	(13) 付帯機器類
連成計及び圧力計	連成計及び圧力計
形式：ブルドン管式	形式：ブルドン管式
精度：1.6級以上	精度：1.5級以上
1 式	1 式
省 略	省 略
4. 逆止弁	4. 逆止弁
省 略	省 略
(4) 最高使用圧力	(4) 最高使用圧力
7.5kPa (ポンプ締切圧がこれを超えるものは特記仕様書)	0.735MPa (ポンプ締切圧がこれを超えるものは特記仕様書)
省 略	省 略
<b>15.2.2 浄水機械設備</b>	<b>15.2.2 浄水機械設備</b>
省 略	省 略
5. 計装用空気源設備	5. 計装用空気源設備
(1) 空気圧縮機	(1) 空気圧縮機
省 略	省 略
騒音については、騒音規制法及び各市町村の公害防止条例等を満足するものであること。	騒音については、騒音規制法及び各市町村の公害防止条例を満足するものであること。
振動については、振動規制法及び各市町村の公害防止条例等を満足するための措置を講じること。	振動を防止するための措置を講じること。
省 略	省 略
<b>15.2.3 薬品注入設備</b>	<b>15.2.3 薬品注入設備</b>
<b>1. 塩素設備 項目削除</b>	<b>1. 塩素設備</b>
1. ポリ塩化アルミニウム (PAC) 注入設備	2. ポリ塩化アルミニウム (PAC) 注入設備
(1) 一般事項	(1) 一般事項
省 略	省 略

新	旧
<p>受入作業等の安全確保のため、防護装置（洗眼、眼鏡、耐酸・アルカリ手袋等）を設けること。</p>	<p>受入作業等の安全確保のため、防護装置（洗眼、眼鏡、耐酸手袋等）を設けること。</p>
<p>ポリ塩化アルミニウム（PAC）規格はJWWA K 154（2016）水道用ポリ塩化アルミニウム（水道用塩基性塩化アルミニウム）を用いること。</p>	<p>ポリ塩化アルミニウム（PAC）規格はJWWA K 154（2008-2）水道用ポリ塩化アルミニウム（水道用塩基性塩化アルミニウム）を用いること。</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>
<p>2. 硫酸設備</p>	<p>3. 硫酸設備</p>
<p>(1) 一般事項</p>	<p>(1) 一般事項</p>
<p>硫酸規格は、JWWA K 134（2005）水道用濃硫酸を用いること。</p>	<p>硫酸規格は、JWWA K 134（2005）水道用硫酸を用いること。</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>
<p>15.2.3（薬品注入設備） 2（1） に準じること。</p>	<p>15.2.3（薬品注入設備） 2（1） に準じること。</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>
<p>4. 次亜塩素酸ナトリウム注入設備</p>	<p>5. 次亜塩素酸ナトリウム注入設備</p>
<p>(1) 一般事項</p>	<p>(1) 一般事項</p>
<p>次亜塩素酸ナトリウム規格は、JWWA K 120（2008-2）水道用次亜塩素酸ナトリウムを用いること。</p>	<p>次亜塩素酸ナトリウム規格は、JWWA K 120（2008-2）水道用水酸化ナトリウムを用いること。</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>
<p>(3) 注入設備</p>	<p>(3) 注入機</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>
<p>注入配管は、耐食性・強度的に優れていること。</p>	<p>— その他必要なものは、特記仕様書によること。</p>
<p>その他必要なものは、特記仕様書によること。</p>	<p>省略</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>
<p>5. オゾン注入設備</p>	<p>6. オゾン注入設備</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>
<p>(4) 排オゾン処理設備</p>	<p>(4) 排オゾン処理設備</p>
<p>排オゾン処理は、活性炭吸着分解法を標準とすること。</p>	<p>排オゾン処理は、活性炭吸着分解法とすること。</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>
<p>排オゾン処理後の排ガスは、環境オゾンモニタを設置し監視するものとし、環境オゾン濃度は1時間値で0.06ppm以下とすること。</p>	<p>排オゾン処理後の排ガスは、環境オゾンモニタを設置し監視するものとし、環境オゾン濃度は0.06mg/以下とすること。</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>
<p>15.3 材料</p>	<p>15.3 材料</p>
<p>15.3.1 材料一般</p>	<p>15.3.1 材料一般</p>

新	旧
<p>省略</p>	<p>省略</p>
<p>3. 材質試験</p>	<p>3. 材質試験</p>
<p>(2) J I S Z 2242 金属材料のシャルピー衝撃試験方法</p>	<p>(2) J I S Z 2242 金属材料衝撃試験方法</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>
<p>15.4 機械工事</p>	<p>15.4 機械工事</p>
<p>15.4.1 機器等の製作</p>	<p>15.4.1 機器等の製作</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>
<p>4. 溶接箇所については、その用途に応じてカラーチェック、放射線透過検査を行うものとするが、監督職員の指示がある場合はこの限りではない。また、法に定められたものはこれに従うものとする。</p>	<p>4. 溶接箇所については、その用途に応じてカラーチェック、放射線検査を行うものとするが、監督職員の指示がある場合はこの限りではない。また、法に定められたものはこれに従うものとする。</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>
<p>15.5 配管工事</p>	<p>15.5 配管工事</p>
<p>15.5.1 対象範囲</p>	<p>15.5.1 対象範囲</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>
<p>15.5.2 配管材料</p>	<p>15.5.2 配管材料</p>
<p>機械設備配管工事に使用する配管材料は、原則として次のとおりとする。</p>	<p>機械設備配管工事に使用する配管材料は、原則として次のとおりとする。</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>
<p>(7) 塩素用 項目削除</p>	<p><del>(7) 塩素用</del> 圧力配管用炭素鋼鋼管、銅管</p>
<p>(8) 塩素水用 項目削除</p>	<p><del>(8) 塩素水用</del> 耐衝撃性塩化ビニル管、塩化ビニルライニングフランジ鋼管</p>
<p>(7) オゾン用 ステンレス鋼鋼管</p>	<p><del>(9) オゾン用</del> ステンレス鋼鋼管</p>
<p>(8) 苛性ソーダ用 耐衝撃性塩化ビニル管、塩化ビニルライニングフランジ鋼管</p>	<p><del>(10) 苛性ソーダ用</del> 耐衝撃性塩化ビニル管、塩化ビニルライニングフランジ鋼管</p>
<p>ステンレス鋼鋼管</p>	<p>ステンレス鋼鋼管</p>
<p>(9) P A C ・硫酸用</p>	<p><del>(11) P A C ・硫酸用</del></p>
<p>耐衝撃性塩化ビニル管、塩化ビニルライニングフランジ鋼管</p>	<p>耐衝撃性塩化ビニル管、塩化ビニルライニングフランジ鋼管</p>
<p>ステンレス鋼鋼管 ( 316 L )</p>	<p>ステンレス鋼鋼管 ( 316 L )</p>
<p>(10) 濃硫酸 ( 濃度 90%以上 ) 用 ステンレス鋼鋼管、圧力配管用炭素鋼鋼管</p>	<p><del>(12) 濃硫酸 ( 濃度 90%以上 ) 用</del> ステンレス鋼鋼管、圧力配管用炭素鋼鋼管</p>
<p>フッ素樹脂ライニング鋼管</p>	<p>フッ素樹脂ライニング鋼管</p>
<p>(13) 塩素除害設備用 項目削除</p>	<p><del>(13) 塩素除害設備用</del> 耐衝撃性塩化ビニル管、塩化ビニルライニングフランジ鋼管</p>
<p>(11) 次亜塩素酸ナトリウム用 耐衝撃性塩化ビニル管、塩化ビニルライニングフランジ鋼管</p>	<p><del>(14) 次亜塩素酸ナトリウム用</del> 耐衝撃性塩化ビニル管、塩化ビニルライニングフランジ鋼管</p>
<p>(12) 活性炭用 耐衝撃性塩化ビニル管、塩化ビニルライニングフランジ鋼管</p>	<p><del>(15) 活性炭用</del> 耐衝撃性塩化ビニル管、塩化ビニルライニングフランジ鋼管</p>



新		旧	
	省略		省略
4.薬品注入設備		4.薬品注入設備	
(1)塩素設備(項目削除)		<u>(1)塩素設備</u>	
	省略		省略
(1)次亜塩素酸ナトリウム設備		(2)次亜塩素酸ナトリウム設備	
	省略		省略
(2)ポリ塩化アルミニウム(PAC)設備、硫酸(濃硫酸含む)設備及び苛性ソーダ設備		(3)ポリ塩化アルミニウム(PAC)設備、硫酸(濃硫酸含む)設備及び苛性ソーダ設備	
	省略		省略
16.計装設備工事		16.計装設備工事	
	省略		省略
16.2 機器		16.2 機器	
	省略		省略
16.2.2 計装機器		16.2.2 計装機器	
	省略		省略
1.流量計測		1.流量計測	
	省略		省略
(3)差圧式流量計		(3)差圧式流量計	
差圧式流量計		差圧式流量計	
	省略		省略
□ 取出し方式 <u>ペナータップ</u> 、コーナータップ、フランジタップ、1D-2/1Dフランジ タップとすること。		□ 取出し方式 <u>ペナータップ</u> 、コーナータップ、フランジタップ、1D-2/1Dフラン ジタップとすること。	
	省略		省略
8.調節計及び演算計器		8.調節計及び演算計器	
	省略		省略
(7)ワンループコントローラ		(7)ワンループコントローラ	
	省略		省略
表示部	設定値(SV)セグメントバーグラフまたは指針形 測定値(PV)セグメントバーグラフまたは指針形 操作出力値(MV)セグメントバーグラフまたは指針形	表示部	設定値(SV)セグメントバーグラフまたは指針形 測定値(PV)セグメントバーグラフまたは指針形 操作出力値(MV)セグメントバーグラフまたは指針形
モード切替	現場-中央切替付き、手動-自動切替付き	<u>モード切替</u>	現場-中央切替付き、手動-自動切替付き
特殊機能	特記仕様書による。	特殊機能	特記仕様書による。
	省略		省略

新	旧
<p>10. 補助計器 (1) DC電源装置</p>	<p>10. 補助計器 (1) DC電源装置</p>
<p>特 性 垂下特性 (定電流定電圧移行形保護)</p>	<p>特 性 垂下特性</p>
<p>(6) トランスデューサ</p>	<p>(6) トランスデューサ</p>
<p>出力信号 DC1~5V、DC4~20mA</p>	<p>出力信号 DC1~5、DC4~20mA</p>
<p><b>16.2.3 水質計器</b></p>	<p><b>16.2.3 水質計器</b></p>
<p>5. 水質計器周辺の配管</p>	<p>5. 水質計器周辺の配管</p>
<p>(1) 採水配管</p> <p>水質計器との接続部が容易に脱着できるものとし、水圧等により脱落しない形状とすること。</p>	<p>(1) 採水配管</p> <p>水質計器との接続部が容易に脱着できるものし、水圧等により脱落しない形状とすること。</p>
<p>6. 水質計器の排水量</p> <p>水質計器の排水量は、「水質汚濁防止法」及び「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める千葉県条例」の排水基準に適合するように処理するものとする。なお、排水基準に適合できない廃水の処理については、特記仕様書によるものとする。</p>	<p>6. 水質計器の排水量</p> <p>水質計器の排水量は、「水質汚濁防止法」及び「水質汚濁防止法」に基づき排水基準を定める千葉県条例」の排水基準に適合するように処理するものとする。なお、排水基準に適合できない廃水の処理については、特記仕様書によるものとする。</p>
<p>8. 試薬槽</p>	<p>8. 試薬槽</p>
<p>(2) 攪拌機</p>	<p>(2) 攪拌機</p>
<p><b>16.2.4 遠隔監視制御設備</b></p>	<p><b>16.2.4 遠隔監視制御設備</b></p>
<p>1. 遠隔監視制御設備は、作動が安定し、調整・点検が容易で電氣的・機械的に安全・確実で堅牢であるものとし、次の準拠規格等によるものとする。</p>	<p>1. 遠隔監視制御設備は、作動が安定し、調整・点検が容易で電氣的・機械的に安全・確実で堅牢であるものとし、次の準拠規格等によるものとする。</p>
<p>(1) 準拠規格</p>	<p>(1) 準拠規格</p>

新	旧
<p>HDLC通信 JIS X 5203</p> <p>省略</p> <p><b>16.2.5 自動制御設備（計算機等）</b></p> <p>2. この設備は、原則として階層制御方式とし、それぞれ下位優先とする。</p> <p>省略</p>	<p>HDLC通信 JIS <u>C</u> X 5203</p> <p>省略</p> <p><b>16.2.5 自動制御設備（計算機等）</b></p> <p>2. この設備は、原則として階層制御方式とし、それぞれ下位優先とする<u>ものとする。</u></p> <p>省略</p>



新	旧
<p style="text-align: center;"><b>18．管名称等の明示要領</b></p> <p><b>1．明示テープ</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>(2)材 料</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>明示テープは、<b>受注者</b>が購入・準備するものとする。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><b>2．明示シート</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>(2)材 料</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>明示シートは、<b>受注者</b>が購入・準備するものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>18．管名称等の明示要領</b></p> <p><b>1．明示テープ</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>(2)材 料</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>明示テープは、<u>請負人</u>が購入・準備するものとする。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><b>2．明示シート</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>(2)材 料</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>明示シートは、<u>請負人</u>が購入・準備するものとする。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>19. 工事完成図作成要領</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><b>6. 記載事項</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>(11) その他</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p style="padding-left: 40px;">口径 75 mm以上の給水管は、配管詳細図を作成すること。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><b>7. 図上の表示</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>(7) 給水装置図(図-3参照)</p> <p style="padding-left: 40px;">給水切替番号、分水栓のオフセット並びに本管口径、取出口径、距離、管種等を記入すること。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p>	<p style="text-align: center;"><b>19. 工事完成図作成要領</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><b>6. 記載事項</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>(11) その他</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p style="padding-left: 40px;">口径 40 mm以上の給水管は、配管詳細図を作成すること。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><b>7. 図上の表示</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>(7) 給水装置図(図-3参照)</p> <p style="padding-left: 40px;">分水栓のオフセット並びに本管口径、取出口径、距離、管種等を記入すること。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>20. 工事記録写真撮影要領</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><b>20.1 共通事項</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>2. 工事記録写真（以下「工事写真」という。）は、設計図書及び仕様書に基づき施工する各種工事における、工程の確認、工事完成後外部から明視できない箇所の確認あるいは原形との比較検討など、完成検査における重要な資料となるものであり、<b>受注者</b>は、その目的を明確に表現するよう撮影しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><b>20.2 撮影すべき主な標準事項</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><b>5. 鉛管単独更新工事</b>    <b>項目削除</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><b>5. 水処理施設並びに付帯工事</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><b>6. 電気、機械、計装設備工事</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p>	<p style="text-align: center;"><b>20. 工事記録写真撮影要領</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><b>20.1 共通事項</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>2. 工事記録写真（以下「工事写真」という。）は、設計図書及び仕様書に基づき施工する各種工事における、工程の確認、工事完成後外部から明視できない箇所の確認あるいは原形との比較検討など、完成検査における重要な資料となるものであり、<b>請負人</b>は、その目的を明確に表現するよう撮影しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><b>20.2 撮影すべき主な標準事項</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><b>5. 鉛管単独更新工事</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><b>6. 水処理施設並びに付帯工事</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><b>7. 電気、機械、計装設備工事</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p>

新	旧
<p>2 2 . 道路工事保安施設設置基準</p>	<p>2 2 . 道路工事保安施設 H:¥R2 ( 全局 ) ¥3210000 ( 計画課 ) ¥03 技術指導室  ¥80_リモート作業用フォルダ<del>野田</del>設置基準</p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>23.受注者提出書類</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>3.工事関係書類は、監督職員から請求があった場合、速やかに提出できるよう常に整備しておかなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>主な提出書類一覧表</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>[注]上記に定めのない様式については土木工事書類<b>作成</b>マニュアルによるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>23.受注者提出書類</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>3.工事関係書類は、監督職員から請求があった場合、速やかに提出できるよう常に整備しておかなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>主な提出書類一覧表</b></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>[注]上記に定めのない様式については土木工事書類マニュアルによるものとする。</p>

新

様式 - 1

令和 年 月 日

様

住 所

氏 名

工 事 着 手 届

下記のとおり工事に着手したので届けます。

記

1. 工 事 番 号
2. 工 事 名
3. 工 事 場 所
4. 着 手 年 月 日
5. 完 成 予 定 年 月 日

監 督 員

職 氏 名

旧

様式 - 1

令和 年 月 日

様

住 所

氏 名

Ⓔ

工 事 着 手 届

下記のとおり工事に着手したので届けます。

記

1. 工 事 番 号
2. 工 事 名
3. 工 事 場 所
4. 着 手 年 月 日
5. 完 成 予 定 年 月 日

監 督 員

職 氏 名





新

様式 - 4

工事打合簿

発議者	発注者	受注者	発議年月日	令和 年 月 日
発議事項	指示 協議 通知 承諾 提出 報告 その他( )			
工事名				
(内容)				
.....				
.....				
.....				
.....				
.....				
.....				
.....				
添付図 葉、その他添付図書				
処理 ・ 回答	発注者	上記について 指示・承諾・協議・通知・受理します。 その他( )		
		令和 年 月 日		
	受注者	上記について 承諾・協議・提出・報告・受理します。 その他( )		
		株式会社 令和 年 月 日		

(注) 打合わせのつど、2部作成し、各々保管する。

総括	主任	監督員	現場	主任
監督員	監督員		代理人	(監理)技術者

旧

様式 - 4

工事打合簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者	<input type="checkbox"/> 請負者	発議年月日	令和 年 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他( )			
工事名				
(内容)				
.....				
.....				
.....				
.....				
.....				
.....				
添付図 葉、その他添付図書				
処理 ・ 回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理します。 <input type="checkbox"/> その他( )		
		令和 年 月 日		
	請負者	上記について <input type="checkbox"/> 了解・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 報告・ <input type="checkbox"/> 届出します。 <input type="checkbox"/> その他( )		
		令和 年 月 日		

(注) 打合わせのつど、2部作成し、各々保管する。

総括	主任	監督員	現場	主任
監督員	監督員		代理人	(監理)技術者



新

様式 - 9

令和 年 月 日

様

住 所

氏 名

出来形部分検査願

下記工事について出来形部分請負代金の支払いを受けたいので建設工事請負契約書の規定に基づき検査を願います。

記

1. 工事番号

2. 工事名

3. 工事場所

4. 請負金額

5. 工期 令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

6. 検査希望年月日 令和 年 月 日

旧

様式 - 9

令和 年 月 日

様

住 所

氏 名

出来形部分検査願

下記工事について出来形部分請負代金の支払いを受けたいので建設工事請負契約書の規定に基づき検査を願います。

記

1. 工事番号

2. 工事名

3. 工事場所

4. 請負金額

5. 工期 令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

6. 検査希望年月日 令和 年 月 日

新

様式 - 10

令和 年 月 日

様

住 所

氏 名

### 工 事 完 成 通 知 書

令和 年 月 日契約に係る下記工事は、令和 年 月 日をもって完成したので、これを  
確認する検査を願いたく、建設工事請負契約約款第32条第1項の規定により通知します。

記

1. 工事番号、工事名

2. 工 事 場 所

3. 工 期 令和 年 月 日 から  
令和 年 月 日 まで

旧

様式 - 10

令和 年 月 日

様

住 所

氏 名

### 工 事 完 成 通 知 書

令和 年 月 日契約に係る下記工事は、令和 年 月 日をもって完成したので、これを  
確認する検査を願いたく、建設工事請負契約約款第32条第1項の規定により通知します。

記

1. 工事番号、工事名

2. 工 事 場 所

3. 工 期 令和 年 月 日 から  
令和 年 月 日 まで

新

旧

様式 - 1 1

様式 - 1 1

令和 年 月 日

令和 年 月 日

様

様

申請人 住所  
氏名

申請人 住所  
氏名 印

### 工事目的物引渡申出書

### 工事目的物引渡申出書

下記の工事については、建設工事請負契約約款第3条第2項の規定による工事の完成を確認する検査が完了したので、引渡したく申出ます。

下記の工事については、建設工事請負契約約款第3条第2項の規定による工事の完成を確認する検査が完了したので、引渡したく申出ます。

記

記

1. 工 事 名
2. 工 事 場 所
3. 契 約 年 月 日      令和 年 月 日
4. 検 査 年 月 日      令和 年 月 日
5. 引 渡 年 月 日      令和 年 月 日

1. 工 事 名
2. 工 事 場 所
3. 契 約 年 月 日      令和 年 月 日
4. 検 査 年 月 日      令和 年 月 日
5. 引 渡 年 月 日      令和 年 月 日

新

### 水道工事標準仕様書

2022年度版

昭和52年 4月 1日 初版発行  
昭和55年12月 1日 第2版発行  
平成 2年 5月 1日 第3版発行  
平成 7年 4月 1日 第4版発行  
平成12年 7月 1日 第5版発行  
平成18年 4月 1日 第6版発行  
平成27年 4月 1日 第7版発行  
平成31年 4月 1日 第8版発行  
令和 3年 4月 1日 第9版発行  
令和 4年 4月 1日 第10版発行

編集 千葉県企業局  
発行 千葉県企業局

〒262-8512 千葉市花見川区幕張町5-417-24  
千葉県企業局幕張庁舎

旧

### 水道工事標準仕様書

2021年度版

昭和52年 4月 1日 初版発行  
昭和55年12月 1日 第2版発行  
平成 2年 5月 1日 第3版発行  
平成 7年 4月 1日 第4版発行  
平成12年 7月 1日 第5版発行  
平成18年 4月 1日 第6版発行  
平成27年 4月 1日 第7版発行  
平成31年 4月 1日 第8版発行  
令和 3年 4月 1日 第9版発行

編集 千葉県企業局  
発行 千葉県企業局

〒262-8512 千葉市花見川区幕張町5-417-24  
千葉県企業局幕張庁舎